

大川市議会第1回定例会会議録

令和8年3月19日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	永尾学	8番	龍誠一
2番	宮崎貴仁	9番	平木一朗
3番	古賀寿典	10番	内藤栄治
4番	西田学	11番	川野栄美子
5番	馬淵清博	12番	遠藤博昭
6番	永島幸夫	13番	永島守
7番	宮崎稔子		

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	江藤義行
会計管理課長 (兼)会計課長	山田秀幸
人事秘書課長 (併)監査事務局長	山口馨
総務課長 (併)選挙管理委員会事務局長	龍健司
企画課長	古賀章子
学校教育課長	添田宗孝
学校教育課主幹指導主事	下川勝彦

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議会事務局長	西原真
議会事務局書記	古賀直
議会事務局書記	松家奈美子
議会事務局書記	原耕平

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

(議案第2号～第14号、第16号、第17号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 特 別 委 員 長 報 告

(「大川の駅」事業促進調査特別委員会)

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第18号 工事請負契約の一部変更について

議案第19号 大川市副市長の選任について

議案第20号 大川市教育長の選任について

議案第21号 大川市教育委員会委員の選任について

1. 提 案 理 由 の 説 明

(議案第18号～第21号)

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第18号～第21号)

1. 閉会中の各委員会への調査付託の件

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（永島 守）

皆さんおはようございます。各位の御参集、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

それではまず、総務委員会に付託をしておりました議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びにその結果について、総務委員長の報告を求

めます。総務委員長、遠藤博昭議員。

○総務委員長（遠藤博昭）（登壇）

皆さんおはようございます。私は総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、令和5年4月に設置した大川の駅整備振興課を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

委員会では、「大川の駅」整備事業に関する調査、検証を行う行政改革推進委員会での審議の期間が延長され、まだ答申が出ていない状況で廃止することについてただしたところ、事業廃止の方針決定から1年以上が経過して課が残っているのはおかしい、前任者が適切に対応するので支障はない旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、昨年3月議会でも、よい検証を行うためには、これに携わった組織が対応すべきという理由で課が残されたものであり、検証が終わるまでは課として残すべきではないかとの意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、賛成少数により、本案は否決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 令和7年度大川市一般会計補正予算について御報告申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正をお願いするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、職員の退職に伴う退職手当4,754万9千円、減債基金積立金2,760万3千円等、計8,082万7千円が計上されております。

衛生費には、斎場火葬業務受託助成金56万円が計上されております。

教育費には、学校給食費補助金400万円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は8,538万7千円となったところでありますが、財源といたしましては、歳出に見合う地方交付税、使用料、国庫支出金及び繰越金をもって充当することとあります。

繰越明許費の補正については、本年度内に完了が見込めない戸籍等システム改修事業、子

育て世帯生活支援給付金事業等について、翌年度に繰り越すため、繰越明許費の追加を行うものであります。

委員会では、まず、2款1項1目、一般管理費の退職手当に関し、市長は就任当初から本市が退職金の財源を積み立てていないことについて疑問を呈してこられたが、対応されたのかただしたところ、退職手当組合に入るのが一番いいが、加入時に多額の資金を要するため難しい。少しずつでも基金に積み立てるなど、検討中である旨の答弁がなされました。

次に、2款1項16目、諸費に関し、母子保健衛生事業の国庫支出金等過年度返還金の内容についてただしましたところ、産後ケア事業や産婦検診などの母子保健衛生事業の国庫補助金を精算し、還付するものである旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更するため、地方自治法第252条の2第4項の規定により久留米市と協議することについて、同項の規定により、市議会の議決を求めるとのことです。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第2号 大川市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いた

します。

本案に対する総務委員長の報告は否決であります。原案について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数と認めます。よって、本案は否決されました。

次に、議案第8号 令和7年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 久留米市との久留米広域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案を総務委員長の報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託いたしておりました議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について外7件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過の並びにその結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、宮崎貴仁議員。

○文教厚生委員長（宮崎貴仁）（登壇）

おはようございます。私は文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について外7件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、同法を引用する関係条例について、所要の改正を

行うものであります。

内容といたしましては、被措置児童等虐待の防止等の条文を引用する条例の条項のずれを整理するもの及び職員に関する規定に地域限定保育士を追加するものであります。

地域限定保育士とは、国家戦略特別区域における保育士不足解消を目的として創設された制度で、令和7年の児童福祉法改正により、特例措置から一般制度化されたものです。

委員会では、地域限定保育士の給与基準や働く施設は通常の保育士と違うのかただしたところ、給与は通常の保育士と同様であると認識している。働く地域は限定されるが、施設は限定されていない旨の答弁がなされました。

また委員からは、地域限定保育士は登録から3年間は試験に合格した地域でしか働けないことになっているが、保育士離れは給与面に原因もあるようなので、大川市内や近隣市町の平均給与など情報を把握し、適切に対処していただきたい旨の意見が開陳されました。

本委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第4号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、母子保健法に基づく健康診断が、保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められ、保育所等の長がその結果を把握できる場合は、保育所等での健康診断の全部または一部を行わないことができるとのことであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号 大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告を申し上げます。

本案は、令和8年度から乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が制度化されることに伴い、乳児等通園支援保育料を定めておく必要があるため、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、当該事業を利用した子どもの保護者等から乳児等通園支援保育料を徴収するもので、その額は当該乳児等通園支援の実施に要する費用を勘案して規則で定め

る額とするものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御報告を申し上げます。

本案は、令和8年度からの乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施に当たり、事業者は、児童福祉法に基づく認可基準を満たすことを前提とし、子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準を満たすことが求められており、その確認は市町村が国の定める基準に従い行うこととされているため、当該確認に係る特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるものであります。

内容といたしましては、利用定員、利用手続、実施方法、実施体制、費用負担、運営規定、虐待・事故防止、会計・記録など、事業の運営に関する約30の基準を定めるものであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 令和8年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費8,065万2千円、保険給付費31億4,305万5千円、国民健康保険事業費納付金10億6,779万円などで、予算規模は43億5,300万円であります。

委員会では、2款1項.療養諸費が7年度予算と比べ約1億4,000万円減っている理由をただしたところ、一番の理由は被保険者数の減少で、被保険者数は令和4年度末は7,362人、令和5年度末は6,988人、令和6年度末は6,627人である。背景には人口減少や社会保険の加入条件緩和、定年年齢の引上げ、再雇用による社会保険への移行などが考えられる旨の答弁がなされました。

次に、歳入の6款1項1目.保険給付費等交付金の保険者努力支援分について市の取組をただしたところ、本市は特定健診の受診率が低く、昨年度から特定健診の料金を無料にしたが、伸び方が小さかったため、周知に課題があると感じている。来年度から初めての取組として、特定健診受診率、保健指導率の上昇を目指して、集団検診の受診者への市の指定ごみ袋の配付を予定しており、その費用については都道府県繰入金（2号分）で負担する旨の答

弁がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 令和8年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは総務費2,559万6千円、後期高齢者医療広域連合納付金7億9,889万2千円などで、予算規模は8億2,800万円であります。

委員会では、歳入の1款1項2目、普通徴収保険料の滞納繰越分について、人数や市の対応についてただしたところ、保険料の滞納者数は令和6年度末で81人である。生活保護の認定を受けた方については、認定後に発生する保険料は免除されるが、その前の分は滞納繰越しとして残る。後期高齢者医療の保険料は過去2年分しか請求できないため、それより以前の徴収できない分は不納欠損になる旨の答弁がなされました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第12号 令和8年度大川市介護保険事業特別会計予算について御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づく介護保険事業について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費1億2,740万7千円、保険給付費37億5,295万3千円、地域支援事業費1億6,071万円などで、予算規模は40億7,300万円であります。

委員会では、2款2項、介護予防サービス等諸費に関し、介護予防事業はいろいろと実施されているが、要支援認定の方たちを介護する介護世代の方たちへの支援とその情報発信はどのようにされているのかただしたところ、相談窓口として地域包括支援センターを広報しており、介護保険サービスやそれ以外に市が行っているサービスを紹介している。介護する方たちを支援するサービスの充実が難しいが、来年度は長寿社会対策総合計画の見直しの年になっているので、いろいろな委員の意見をいただきながら、介護サービス以外のサービスの充実についても検討していきたい旨の答弁がなされました。

さらに、本市の介護人口のピークについてただしたところ、高齢者人口は令和元年度から

減少しているが、後期高齢者人口は9年度がピークになると見込んでおり、9年度以降介護認定率が高くなっていくのではないかと考えている旨の答弁がなされました。

委員からは、介護をする御家族の表に出てこない苦しい声があると考えられるので、相談しやすい環境づくり、相談事に対して少しでも気持ちが軽くなるような支援など、他市の事例も研究しながら検討していただきたい旨の意見が開陳されました。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が令和8年4月1日に施行されることを受け、国民健康保険税として新たに課することになる子ども・子育て支援納付金課税額に関する規定を定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、現行の国民健康保険税に令和8年4月から子ども・子育て支援納付金分を追加するもので、子ども・子育て支援納付金は、児童手当の拡充や育児時短就業給付等に充てられるとのことであります。

子ども・子育て支援納付金分の保険税率等は、福岡県が定める標準保険料率を採用し、所得割税率が0.27%、均等割額が1被保険者につき1,052円、平等割額が1世帯につき1,034円、18歳以上均等割額が18歳以上の1被保険者につき54円である。上限額は年額3万円で、減免制度の軽減措置対象となり、18歳未満の被保険者は均等割額及び18歳以上均等割額が10割免除とのことであります。

委員会では、県が定める標準保険料率は市町村ごとに違うのかただしたところ、保険料率の標準的な数値として、県が県内統一の算定式に基づき、市町村ごとの総医療費や被保険者の所得状況を加味して算定する値であるため、市町村によって違う旨の答弁がなされました。

総括として、子ども医療費の拡充などは、少しでも大川市で子育てしやすい環境をつくろうと限られた財源の中から支出しているのが現状だと思う。子育てしやすい環境は、国、県の手厚い支援がないと地方の自治体は先細りしてしまうのではないかと。しっかり国、県への要望を行っていただきたい。

また、人口減少、少子高齢化が進む中、様々な課題がある状況で予算編成がなされたと思う。市の状況をしっかりと捉えて、都市部との地域格差が出ないように取り組んでいただき

たい。議会としても行政としっかりと連携しながら、国、県への要望等を続けていくべきところは協力していきたい旨の意見が開陳されました。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第3号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市子どものための教育・保育給付に係る保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和8年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和8年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和8年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託をいたしておりました議案第7号 大川市都市計画特別工業

地区条例の一部を改正する条例の制定について外2件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びにその結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治議員。

○産業建設委員長（内藤栄治）（登壇）

皆さんおはようございます。私は産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第7号 大川市都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例の制定について外2件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第7号 大川市都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、都市計画道路の変更に伴う路線番号の変更及び建設基準法の一部改正に伴う条例の項ずれが生じたため改正を行うものです。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 令和8年度大川市水道事業会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、予算第3条収益的収支は、収入である水道事業収益7億7,761万1千円に対して、支出である水道事業費が7億7,004万3千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的収入1億3,301万5千円に対し、資本的支出は3億1,189万円で、資本的収支不足額の1億7,887万5千円では、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などの補填財源で補填するとのことであります。

委員会では、水道管更新工事について、布設替を行う路線の決定方法や今後予定してある年間布設替路線数についてただしたところ、布設年度が古いものから重点的に更新していくが、工事費縮減のため、道路の舗装工事に合わせてできる路線を優先的に更新している。来年度は今年度と同程度の更新を予定しており、それ以降も今年度と同程度の更新を計画しているとの答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 令和8年度大川市下水道事業会計予算について御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、予算第3条収益的収支は、収入である下水道事業収益5億5,581万8千円に対し、支出である下水道事業費は4億7,857万9千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的収入8億1,761万6千円に対し、資本的支出は10億4,022万5千円で、資本的収支不足額の2億2,260万9千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などの補填財源で補填するとのことであります。

委員会では特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、委員会からは総括として、水道事業に関しては福岡県南広域水道企業団から受水しているが、現在15%の取水制限が行われている。一人ひとりに節水の呼びかけを行っていただきたい。

下水道事業に関しては今後も区域を広げていくと思うが、住民との対話、要望を聞いていただいて、工事区域の選定を行い、事業を進めてほしいとの意見が開陳されました。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第7号 大川市都市計画特別工業地区条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和8年度大川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和8年度大川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託をいたしておりました議案第9号 令和8年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから予算特別委員会における審査の経過並びにその結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、平木一朗議員。

○予算特別委員長（平木一朗）

私は予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第9号 令和8年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、歳出面においては、小・中学校タブレット端末更新やシステム標準化に向けた電算管理業務などの大きな事業が終了、縮小したことにより物件費が減少したものの、給与改定等による人件費の増額や障害者自立支援給付費、子ども医療費助成費などの社会保障関連経費、また、向島雨水ポンプ場改築事業や小学校施設長寿命化整備事業などの普通建設事業の増額が見込まれる一方、歳入面では、賃金上昇による個人所得の増加により、市税全体として1.3%の増加、地方交付税については6.5%の増加が見込まれているが、財源不足を補填する基金繰入金や市債も増加しており、また、一般財源収入が今後大きく伸びていくことはあまり期待できない状況にある。

このため、予算編成に当たっては、財政の健全性の確保に留意しつつ、限られた財源の効率的かつ重点的な配分に努めたところであるが、一般会計の予算規模は210億3,000万円となり、前年度当初予算との対比ではプラス9億1,000万円で、4.5%の増となったとのことであり、

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて歳出から申し上げます。

まず、2款1項7目、企画費の行政改革推進委員会委員報酬6名分及び答申書作成費100

万円の内容についてただしたところ、行政改革推進委員会委員報酬については、「大川の駅」整備事業に関する答申までの期間が延長されたため、今後開催予定分の委員報酬を計上している。また、答申書作成費につきましては、諮問内容の性格から答申は極力中立的になされるべきであるため、委員の一人である弁護士に答申書の作成を依頼し、委員報酬とは別に、この役務提供への対価として報償費を支給する旨の答弁がなされました。

次に、3款1項2目．老人福祉費のお風呂困窮者支援事業に関し、お風呂困窮者支援事業協力金が増えている理由をただしたところ、この事業は、旧老人福祉センター閉館に伴い、自宅にお風呂がない等の理由で清潔保持にお困りの高齢者と、特例で当時老人福祉センターを利用されていた方を対象として実施し、4年が経過するが、利用者はお風呂困窮者5名と一部の特例者にとどまっている。現在、送迎つき、無料で入浴サービスを提供しているが、入浴時間が短い、好きな時間に入浴できないなどの不満の声もある。また、一部の方だけが無料で入浴サービスを受けられる不公平感をなくすため、令和8年6月から施設を変更し、対象者はこれまでの登録者を基本として、1回当たり200円の自己負担をしていただき、1人当たり月15回まで利用可能とするよう内容を見直したためである旨の答弁がなされました。

委員からは、本当に入浴にお困りの方を対象とするべきではないか、今までの登録者をそのまま継続させるのではなく、対象者を洗い直して生活実態調査を行うなどしないと不公平感が出るのではないかと意見が開陳されました。

委員会では、お風呂困窮者の定義についてただしたところ、市長から、お風呂困窮者の定義は自宅に入浴設備がない高齢者である旨の答弁がなされました。

その後、予算特別委員会最終日に、執行部は事業内容を見直し、令和8年6月からお風呂困窮者支援事業は、これまで特例的に認めていた旧老人福祉センターの利用者は対象とせず、自宅に入浴設備がない、また、お風呂の修理が難しいなどの何らかの理由でどうしても入浴できない高齢者のみを対象とし、これまでどおり自己負担なく入浴サービスを提供することとする。予算については、見直しに即した金額のみを執行し、予算残は不用額として残す旨の申入れがなされました。

次に、4款2項1目．清掃総務費のプラスチック製容器包装再商品化負担金の内容についてただしたところ、本市から出るプラスチックごみの量の市町村負担比率1%分の再商品化業務委託料を日本容器包装リサイクル協会に支払っている。残りの99%は、プラスチックを製造、輸入、排出している特定事業者であるコンビニエンスストアや大手スーパーなどが負

担している旨の答弁がなされました。

次に、5款2項1目．労働諸費の若年者専修学校等技能習得資金貸付金の利用状況についてただしたところ、この制度は県の補助事業である。予算額は前年同様に計上しているが、ここ数年利用者はいない旨の答弁がなされました。

委員からは、経済的理由により就学が困難な方にとって、大変助かる制度であり、県の補助事業ではあるが、市民に周知されるように市が広報等に力を入れてほしい旨の意見が開陳されました。

次に、6款1項8目．クリーク対策費のクリーク対策工事費について、先日の一般質問で、クリークの整備が行われておらず、通ることができない場所もあるとの市長答弁があったため、その場所をただしたところ、クリーク課からは、予算査定の際、市長にお見せした写真にはのり面が崩れている箇所があったため、その発言がなされたと思う旨の答弁がなされました。市長からは、写真では塀がえぐれて通るところが狭くなっており、早く対応しなければならないと思い、そう表現した旨の答弁がなされました。

次に、6款1項10目．集落基盤再編事業費の集落基盤再編事業費負担金について事業内容をただしたところ、農村集落及び周辺地域における農業農村活性化を図ることを目的として実施する水路整備事業で、事業期間は令和7年度から令和15年度までの9年間で計画している。県が工事を行い、市は負担金として事業費の4分の1を支出する、いわゆる負担金事業である。令和8年度は大野島北地区において延長404メートルの整備工事が計画されている。8年度の工事費総額は1億2,000万円であり、市の負担は3,000万円である。9年間の水路整備予定は13路線、総延長5,138メートル、総事業費は現時点で約15億1,500万円である旨の答弁がなされました。

次に、7款1項2目．商工業振興費のプレミアム商品券発行事業補助金の事業内容についてただしたところ、8年度は販売総額6億円、プレミアム率を30%で計画している。

事業内容は、おおむね令和7年度の内容に沿って実施される予定であるが、プレミアム率を30%にすることで購入希望者が殺到すると予想されるため、はがきによる申込み、抽せんを行うことを計画している。プレミアム率30%のうち、10%は県が補助し、残りの20%は市が負担するが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金やふるさと基金を充当して事業を行う旨の答弁がなされました。

委員からは、この機会にキャッシュレス決済であるおおかわるるペイの普及を図ってほし

い。紙のほうが使いやすいと思われる方もいると思うが、キャッシュレス決済であれば1円単位でも支払うことができ、券の印刷費用も要らない。ぜひおかわるペイの発行割合を増やしてほしいとの意見が開陳されました。

次に、8款5項4目。都市下水路費に関し、一般質問においてメロディーロードの橋が落ちている、何のメンテナンスもされておらず、ベンチにはくぎが出ているという市長の答弁があったため、維持管理についてただしたところ、クリーク課から、整備してから約30年以上が経過し、老朽化が進んでいるが、年4回、職員による定期点検のほか、夜間照明灯の点灯状況の確認を行うなど、利用者の安全、利便性の確保に努めており、日常管理を徹底している。また、危険と判断した箇所については使用禁止、あるいは一時撤去、修繕等を行っている。市長が発言された橋は現在通行止めにしており、安全性、景観的な視点からまずは撤去し、その後については検討していきたい旨の答弁がなされました。

次に、8款5項4目。都市下水路費に関し、向島雨水ポンプ場改築工事監理業務委託料及び向島ポンプ場改築工事について、一般質問において、向島ポンプ場が壊れたら向島地区全域が浸水するにもかかわらず放置されていたと市長答弁があったため、毎年の維持管理や以前からの工事の計画についてただしたところ、クリーク課から、定期点検は毎月1回、出水期は月2回行っており、不測の事態に機械が動かないことが絶対ないように必要な対策は講じている。また、本事業は令和3年度に次期改築工事に向けた協議を本格的に開始し、令和5年度に下水道ストックマネジメント計画を策定、令和6年度に向島ポンプ場の改築事業の実施設計を行い、令和7年度から改築工事に着手している。改築事業は、直近1年で急に動き始めたわけではなく、以前から着実に国の交付金協議等の準備を進めてきたものであることを御理解願いたい旨の答弁がなされました。

委員からは、一般質問を傍聴された方やネット配信を見た方は誤解をしてしまう。一度流れたものは訂正してもなかなか伝わらないので、答弁には注意を払っていただきたい旨の意見が開陳されました。

次に、9款1項2目。非常備消防費のシステム使用料の内容についてただしたところ、消防団員のスマートフォンに専用のアプリケーションソフトを入れることで団員の出勤状況などを直接報告できるほか、マナーモードの状態でも火災発生の連絡ができるなど、デジタル技術活用による団員活動の利便性の向上を図るものである旨の答弁がなされました。

次に、10款2項3目。学校建設費の小学校工事費の内訳についてただしたところ、木室小

学校体育館改修工事8,000万円、田口小学校の校舎改修工事1億5,000万円、LED化工事3,200万円、校舎南側市道改築工事1,800万円である。田口小学校においては、校舎改築工事に合わせてプールを解体し、駐車場にする。また、校舎南側の道路が狭いため、歩道幅程度の道路を拡幅する予定であるとの答弁がなされました。

さらに委員からは、近年、夏の暑さは異常で、文部科学省は空調整備を早期実施するよう促している。学校体育館の改修工事では断熱対策を行うのかただしたところ、今回の木室小学校体育館改修工事においては屋根の断熱工事を行う予定で、今後も空調整備を見据えて工事を行っていく旨の答弁がなされました。

次に、10款6項6目、研修施設管理運営費の子どもプレーパーク事業委託料に関し、大川ふれあいプレーパーク事業のことを市長は、「知らない、何であるようなところ（ふれあいの家）で行われているのか。」と発言されたが、この事業は、子どもたちが高齢者や地域の方と触れ合って自主性、コミュニケーション力を学ぶことができ、不登校児童・生徒支援にもつながるすばらしいソフト事業である。大川中央公園に滑り台を設置することももちろんいいが、子どもの主体性を伸ばす取組として、ふれあいの家で大川ふれあいプレーパークが実施されていることも市民にPRしていただきたい旨の意見が開陳されました。

最後に総括質疑においては、各委員から意見や要望等が述べられましたので、簡潔に紹介いたします。

総額210億3,000万円という身の引き締まるような金額であるが、市民の皆さんのため誇りを持って使っていただきたい。私も一緒に頑張るので、明るい未来を共につくっていきましょう。令和8年度の予算は過去最高額となった。物価高騰もあり、やむを得なかったことではあるが、予算執行は無駄をなくすようお願いする。

今回内容が見直されたお風呂困窮者支援事業に関しては、手厚い支援がなされてきたと思う。大きな予算から小さな予算までそれぞれ大切であり、執行には細かなところまで気を遣い、決算のときにはよい予算だったと言えるようお願いする。

行政改革推進委員会について、委員長が各委員の意見を取りまとめて答申を出すのが常識だと思っていたが、答申書の作成費が予算化されていることを疑問に思う。一方、持続可能なまちづくりに向けられた新たな取組も多数盛り込まれており、これらの広報を行い、利活用していただくことが大切である。中でも子育て支援タクシーは、利便性の高いデマンド交通につながると思うので、しっかりとした取組をお願いする。

今回の予算には職員の熱意と市長の優しさが感じられる。だが、大きな事業が複数終了したにもかかわらず、予算がこのように膨らんでいるのは甘さがあるのだろう。優し過ぎると市長が目指す財政健全化もスマートシュリンクも達成できない。もう少し厳しい姿勢で予算編成に当たるべきではなかったのか。予算執行においては無駄がないようお願いする。

不登校支援にいち早く取り組んでいただけていることに、大川の教育のすばらしさを改めて感じた。また、大川ふれあいプレーパークの事業のような、子どもたちが率先して考え、主体的に行動し、生きる力を身につけていく、そのようなすばらしい取組も行われている。本当に目指すものは子ども真ん中社会ではないか。私も力を尽くすので、よろしく願います。

めり張りのある予算、夢のある予算という点では少し物足りなさを感じた。行政と議会が一つになり知識能力を共有し、前向きにならなければ大川市は本当に遅れてしまう。世界情勢が混沌として先の見えない時代を迎える中で、市民に対し、将来に夢を与える、希望を持たせる、それを実現するために邁進することが政治行政に関わる私たちに与えられた使命、責務であろう。本市に明るくよい兆しをもたらすよう力を尽くすので、職員にも協力をお願いする。

扶助費等の義務的経費が年々増加し、とどまるところを知らない。大川市の財政は市税収入だけでは到底やっていけず、当然国県の支援が必要である。自由財源を増やすために、ふるさと納税に関して職員、議員も努力していると思う。今回、大川の家具500年記念事業に向けての予算が計上されたが、基幹産業である木工業の未来に向けた大事な取組となるであろう。これを機会に、いかに市の収入を増やすか、新たな挑戦をして、目指すべき大川市の姿を考えなければならないと思う。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第です。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから予算特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第9号 令和8年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

次に、令和5年6月議会において設置されました「大川の駅」事業促進調査特別委員会に付託しておりました調査案件を議題といたします。

これから「大川の駅」事業促進調査特別委員会における調査の経過並びに概要等について、「大川の駅」事業促進調査特別委員長の報告を求めます。「大川の駅」事業促進調査特別委員長、遠藤博昭議員。

○「大川の駅」事業促進調査特別委員長（遠藤博昭）（登壇）

私は「大川の駅」事業促進調査特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました「大川の駅」事業促進に関するこれまでの調査の経過並びに概要につきまして報告をいたしたいと思っております。

本委員会は、令和5年6月30日に特別委員会を設置して以来、環有明海沿岸地域の発展のため、「大川の駅」事業促進に関し調査等を行ってまいりましたが、令和7年3月に中間報告を行ったとおり、設置期間を1年延長し、事業廃止に至る経過の調査並びに検証を行ってまいりました。今回は、この1年間の活動について御報告いたします。それ以前の活動につきましては、令和7年3月の中間報告のとおりでありますので、今回は割愛いたしたいと思っております。

令和7年3月以降の本委員会の活動につきましては、「大川の駅」事業に関し、執行部から議会へどのように説明がなされ、どのような議案が提案されてきたのかを、本会議、議員協議会、予算・決算特別委員会の議事録を中心に確認してまいりました。会議は、令和7年11月から令和8年3月にかけて6回開催しております。

「大川の駅」は、単に物品を販売する道の駅だけではなく、体験型施設、情報提供施設、防災施設などの複数の機能を併せ持った施設として計画されておりました。

委員からは、現在、行政改革推進委員会において「大川の駅」事業の検証が行われているが、今までかけてきた経費と今後生まれるであったであろう直接的な利益だけではない様々な利益について、また、白紙撤回したことによるプラス面ばかりでなく、国、県、近隣自治体との信頼関係に与える影響など、マイナス面も併せて検証していただきたいとの意見、また、事業の検証については、不確かな情報ではなく、きちんと立証できる数字、内容がそろって初めて検証できるのではないかなどの意見が開陳されました。これまで幾度となく議員から「大川の駅」事業に代わる事業について質問がなされてきましたが、執行部からの明確な回答はなく、本委員会といたしましては極めて遺憾であります。

委員会の設置期間は令和8年3月31日までとなっておりますが、事業が中止になったとはいえ、委員会といたしましては、環有明海沿岸地域の経済連携政策として「大川の駅」事業を促進してきた以上、この事業をしっかりと検証したいと考えており、設置期間をさらに1年間延長し、引き続き調査、検証を進めてまいりたいと考えております。

以上で私の報告を終わります。

○議長（永島 守）

「大川の駅」事業促進調査特別委員長の報告は終わりました。

これから「大川の駅」事業促進調査特別委員長の報告に対し質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、「大川の駅」事業促進調査特別委員会の設置期間の延長についてを議題といたします。

この際、お諮りをいたします。本件につきましては、「大川の駅」事業促進調査特別委員会において調査を進めていただきましたが、先ほどの委員長報告のとおり、設置期間を1年延長し、令和9年3月31日までとし、議会閉会中もなお継続して調査をすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、この際、お諮りをいたします。本日、お手元に配付のとおり、市長から議案第18号工事請負契約の一部変更についてなど4件の議案の送付がなされ、これを受理いたしまし

たので、この際、御報告を申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案の朗読を省略し、議案第18号 工事請負契約の一部変更について、議案第19号 大川市副市長の選任について、議案第20号 大川市教育長の選任について、議案第21号 大川市教育委員会委員の選任について、この4件を一括議題といたします。

これから提案理由の説明を行います。

議案第18号から議案第21号について、市長の提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（江藤義行）（登壇）

皆さんおはようございます。本日ここに、追加として提案させていただきました議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第18号 工事請負契約の一部変更について御説明を申し上げます。

本議案は、庁舎大規模改修工事につきまして、確認申請の審査の結果、機械排煙設備の設置等の増工が必要となったことから、契約金額を変更するに当たり、大川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号 大川市副市長の選任について御説明を申し上げます。

本議案は、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、本市副市長として本村和也さんを選任しようとするものでございます。

既に御承知のとおり、本村さんは豊富な行政経験の持ち主であり、市職員として市政の発展に貢献されてきたところでありますが、その豊かな知識と経験を生かした行政手腕は高く評価されてきたところでございます。行財政改革をはじめ、多くの行政課題に対して積極的な取組を行っている本市におきまして、本村さんは市政を円滑に進めていく上で必要不可欠な人材であると確信しております。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第20号 大川市教育長の選任につきましては、御承知のように、これまで西嶋賢児さんを提案しておりましたが、局面を打開するには自らが身を引くほうがいいのではないかと西嶋さんの崇高な思いを胸に、本教育長として、議案の末尾に理由を付しており

ますとおり、横大路智毅さんを選任しようとするものでございます。

横大路さんは人格、識見ともに優れ、社会的信望も厚く、地方教育行政に対する重要性がますます高まる中で、教育行政に関し優れた識見を必要とする本市教育長として最もふさわしい人物と考えております。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、議案第21号 大川市教育委員会委員の選任につきましては、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市教育委員会委員に大内田友美さんを選任しようとするものでございます。

大内田さんは人格、識見ともに優れ、社会的信望も厚く、教育、学術及び文化に関して優れた識見を必要とする市教育委員会委員として最もふさわしい人物と考えておりますので、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、人事案件の提案に当たり、私のほうからおわびを申し上げます。

御承知のように、正式な人事案件に係る議案の提案よりも、報道を通じて広く伝わる形となりました。順序が逆転したことで市民の皆様や議員の皆様にご不快な思いをさせてしまったとすれば、その点につきましては私の配慮が不足しておりました。率直におわびを申し上げます。人事案件につきましては、最終的な決定権は議会にあることを深く認識し、重く受け止めております。誠に申し訳ございませんでした。

議員各位におかれましては、これらの議案について特段の御配慮をいただき、何とぞ御議決いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（永島 守）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、お諮りをいたします。ただいま議題といたしております案件については、委員会付託を省略し、直ちにこの本会議で審議いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それではまず、議案第18号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

討論を希望される方は、この際、通告を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第18号 工事請負契約の一部変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 大川市副市長の選任についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、通告を願います。平木議員。

○9番（平木一朗）

議長のお許しをいただき、質疑をさせていただきます。

議案第19号 大川市副市長の選任についてでございます。

先ほど市長のほうからも謝罪の言葉をいただきました。また、今回の本村さんのほうも4度にわたっての不同意ということもあっております。本当に私自身も、何でこんな議会でかれこれ話もない中にこういう人事案がいきなり出てきたかというのが不思議でたまらないし、新聞のほうではそういうふうな記事を見て本当にびっくりした次第であります。

なぜこのようなことが簡単に起きてしまうのかというのは、謝罪をしていただいたことに関してはある程度の理解をさせていただきたいとは思っておりますが、やっぱり議会側としても非常にこれはどういうものなのか、あるいは議会軽視と感ずいてもおかしくないんじゃないか、そんな感じさえいたしております。

それで、この際に質問させていただく内容でございますが、副市長候補の本村さんは、市長が指名されて議会の承認を得なければならぬわけでありましてけれども、さんざんこの議会においても、度々ですけれども、何で追加議案で出さなきゃいけない内容なのかとか出てきております。この新聞記事を見てのとおり、本村さんは変わらないということになっておりますけれども、そういう中で、市長のほうは、一番最初からもそうなんですけれども、十分に議会に理解を図っていただこう、協力を図りたいとか、そういう説明の場を設けたいと

かであっておりますが、今日初めて全協の中でありましたけれども、そのほかのことに関しては一切ない。そして、この人事案にしても本村さんのほうは決まっているんだったら当初の議案のほうで一番最初から出すべきことじゃなかったのかと思っておりますけれども、その辺を市長のほうに答弁を求めたいと思います。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

この副市長人事につきましては、私の右腕として本当に欲しい人材でございました。私自身もこういう地方自治は初めてでございまして、議会对応とかそういうふうなことも全く知らないのです、本当は欲しかったんですけど、やっぱり市民の皆様も御承知のように、「大川の駅」の問題について激しい対立が行われました。このことがこういう人事案件にも影響しているのかなというふうに思っております。

なるだけ私自身も融和に努めるべく努力をしてみりました。1年4か月ぐらい過ぎて、幾らか議長ともよく一緒にいるし、よく話をします。それから、皆さん方とも時々意見の対立もありながらも、その後には何となく爽やかな友情が残るぐらいの気持ちで私自身も接してきたつもりでございます。しかしながら、なかなか、今までも何回かトライしましたけど通らなかったと。非常に残念でしたけど、今後とも私自身も研さんに努め、議員の皆様と何か意見を交換しながら融和に努めたいと思っております。

今回の新聞の報道につきましても、非常に私の至らぬところで、その件につきましては本当に率直に議員の皆様には謝りたいと思っております。

ぜひ今後とも市勢の発展のために、考え方は異なっても、意見を闘わせながら、やっぱり市民の意向を聞きながら市政を進めていきたいと。これは議員の皆様と一緒にしたいと思います。今回の人事案件、皆様の協力をぜひお願いしたいと思っております。今後とも私自身、この議案については本当に私の思いが詰まっている案件です。ぜひ一人ひとり協力をお願いしたいと。本当言うと、一人ひとり自宅にも伺ってお願いすべきなのかという思いがございまして、私がなかなかスケジュールが取れないというのもあって、まず最初、議長に御挨拶に行き、そして、各グループの責任者の方にもお願いをいたしました。それで、グループの責任者の方からまたお願いされるのかなと思っておりました。

私自身も本当に十分至らない点がございまして。今後とも皆さんから教えてもらいながら市

勢の発展に努めたいと思っております。これが理由になりましたかどうかは分かりませんが、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（永島 守）

9番平木一朗議員。

○9番（平木一朗）

答弁いただきました。私自身は、なぜ一番最後の日、最終議会に出さなきゃいけないのかということをお聞きしたつもりであります。またいいです。また続けたときにまとめて回答いただければいいかなと思いますので、その辺だけ御理解いただければと思っております。

副市町村長ですね、大川でいったら副市長ですね。というのは、市長が指名し、議会の同意を得て選任される。このため、市長と市議会の多数派が対立している場合、副市長が任命できない事態が起こり得るとするのは今の現状ではないのかなと思っております。対立、対立と言いますけれども、せめて私、ほかの議員も多分同じかと思いますけれども、今回の一般会計の予算に関してもそうですけど、ほかの議案に関しても賛成させていただいている。対立、対立で、嫌いだから対立とか云々じゃなくて、共に、市長も同じ気持ちだと思いますけれども、よりよいあした、未来のために、一人ひとりができること、また理解することによって賛成というのは得るんじゃないかなと思っております。

今日、全協のときに議長のほうからあったように、やっぱりちゃんと信頼関係が必要だねということが多分言われたと思います。そのことにおいて、私自身も度々こうやって追加議案かれこれ出されるのはいかなもんかなと思うし、本来市長が描く、本村さんが本当に優秀な人間で大事な人間と思うのであれば、全協のときだったり、また委員会とか、そういうところで重々に説明を図っていただきたいものだと思っておりますし、副市長の仕事というのは、市長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされている。

また、167条ですね、同条の2項に、市長の権限に属する事務のうち、委任を受けたものについて執行すると規定される。具体的には、市長に代わって業務の詳細について検討や政策の企画立案を行ったりするほか、市長の判断が不要な重要ではない事案、もしくは市長の委任を受けた事案について決定や処理を行う。複数の副市長がいる市町村では、多くの場合、副市長ごとに担当分野が定められており、副市長は定められた分野に関して上記の職務を行

うと書いてあります。

江藤市長のほうがそれだけ重要な部分を、今度ぜひ本村さんじゃなければならないということでもたまたま今回も上げられたにもかかわらず、追加議案とかそういうことで議会で出されると、非常に私たちのほうも、多分一人ひとりもそうですけど、市長のさっきの謝罪を受けて心を打つ人間もいるかと思えます。

しかしながら、議会側としてそういったことであってはならないと思うので、この本村さん自身も本当にかわいそうだなと個人的には思っている次第なんですよ。せめてそういうふうに非常に重要な場面、そういう副市長ということであるならば、常日頃のことが新聞報道で言われているとおりですけれども、そうやって新聞報道に言っているとおりのことをしっかり議長とか、また委員会かれこれの中できちんと常日頃から説明するということを書いてあるのであれば、説明を行ってもらえれば、こういうふうなことの追加議案を出さなくてもよかったんじゃないかなと思うし、その辺の、一番最初に言ったとおりで、なぜ追加議案になったのかということに対して説明を再度求めたいと思います。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

これも私自身、ばらばらに出すのがいいのか、人事案件として一括して出すのがいいのかということで人事スタッフのほうに聞いてみたら、まず、教育長が今回変わるということですね、これに対する説明は十分に行わなければいけないというふうに思っていました。西嶋先生が局面を打開するには自ら身を引くという、本当に胸にくるような決断をなされたんですよね。

この教育長人事をするには、この前、全協でも説明しましたように、今、教育委員をされている横大路先生は一旦教育委員を辞めないと駄目だと。そのためには教育委員会で会議を開いて、そういう手続が要るんだというのを人事秘書課のほうから聞きまして、そのためには、やっぱり一番最初で出すのは駄目、議会の最初には難しいということで、最終にしたほうがいいだろうと、人事案件として一括して出したほうがいいだろうという結論になりました。

それについては、平木議員が何で副市長だけ早く出さんかったのかと言われたのについて……

○議長（永島 守）

市長、質疑でありますから、質問にだけ答えるようになっておりますので、私見は一切言わないようにしてください。

○市長（江藤義行）続

平木議員の何で最初に出さなかったのかという質問については、一応そういうことで、私自身が一括して出したほうがいいだろうということでこういう格好になりました。

以上です。

○議長（永島 守）

9番平木一朗議員。

○9番（平木一朗）

先ほどの答弁によりますと、教育長の件が——教育長はまた次の件なんですけれども、その件もあり、様々な順番の方で、初期、教育長に関して一番最初に人事案が出せない。だから、副市長のほうも同じ日がいいだろうということで最終日になったという結論になったということであります。

私自身そういうふうに日頃からの説明責任かれこれ、新聞等に、その前から議会が反対となったときから、説明を図っていきたい、説明を理解してもらいたいということで、努力していくということ言われてあったので、やっぱりそういうことに関しては日頃から努力してほしいし、ちゃんと説明してほしい。先ほど職務ということに関して、本村さんじゃなければ駄目なんだということを議長かれこれのほうにもしっかり説明してほしい。

最終日になったという結論に至ったということですけど、最後です。最後の質疑になりますけれども、結論に至ったというのは、人事秘書課、総務課かれこれと協議の上、結論に至った。こちらの結論に至ったのは市長でしょうか、それとも執行部の中でそう決められたんでしょうか。そのことだけお答えをいただければと思います。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

その結論に至ったのは、手続が私自身知らなかったものですから、そういう教育委員会を開いてというのは。だから、そのことを伺って、そしたら、事務方のほうから最終日しか間に合いませんということで、そのときに、じゃ、副市長人事だけ別にしようかという思いは

なかったんですよね。一括してということから最初考えていたもんですから。一応そういうことでございます。（「誰かということだけお願いしていたかと思う」と呼ぶ者あり）誰か。（「執行部全体で結論に至った——議長、すみません、あれですけど、執行部全体で決められたのか、市長が結論に至ったのかということを経済確認ということだったんですけど。最終確認、結論に至ったのは誰かということですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（永島 守）

分かりました。誰か執行部の方、市長のほうに御助言をいただきたいと思います。山口人事秘書課長。

○人事秘書課長（山口 馨）

お答えいたします。

私のほうから市長に、当初提案ができないということで、最終日の提案にならざるを得ないというお話をさせていただきまして、市長としてもそういった方向でいきたいということで結論を得たと承知しております。その後、関係課、総務課とも情報の共有を図ったところでございます。

以上でございます。

○議長（永島 守）

中途半端になりますが、よろしいですか。（「はい、時間がありますのでよかです」と呼ぶ者あり）詳しくは後で聞いてってください。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、ほかにもございませんか。質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにも質疑の通告はございませんので、次に進みたいと思います。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。4番西田学議員。（「賛成です」と呼ぶ者あり）ほかにもございませんか。ないですね。

そしたら、討論どうぞ。4番西田学議員。

○4番（西田 学）（登壇）

皆さんおはようございます。議席番号4番、西田学です。議案第19号 大川市副市長の選任について、賛成討論を述べさせていただきます。

一昨年12月議会で副市長に本村和也氏が提案されてから1年以上過ぎました。部長職のない大川市で、江藤市長は日々多忙を極められております。今の川崎市に副市長は必要不可欠

であり、一日も早く決定すべきです。

そして副市長には、温厚な人柄で、長年の行政に携わって得た知識や経験を持つ本村和也氏以外にはいません。

よって、私は副市長に本村和也氏が適任であると考え、議案第19号に賛成をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（永島 守）

それでは、ほかに討論者はございませんので、ここで採決をいたします。

議案第19号 大川市副市長の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、否決されました。

次に、議案第20号 大川市教育長の選任についてを議題といたします。（「川野議員は、退席」と呼ぶ者あり）何ですか。（「川野議員は退席ですか」と呼ぶ者あり）退席は数に入りません。

次に、議案第20号 大川市教育長の選任についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。9番平木一朗議員。

○9番（平木一朗）

先ほど市長のほうから教育長に関して、副市長のところの中で教育長の一部もあったと思いますが、再度確認させていただきたいわけですが、昨今いろんな記事を見てみますと、本当に市長というのは職務は大変だし、いろんな面で市民の御意見をいただいて、活動で頑張らせていただいていることじゃないかなと思っておりますけれども、学歴詐称等で刑事告発を受けられる市長もおれば、また、虚偽報告されたということで百条委員会のほうから判決を受け、刑事告発になった市長もいらっしゃいます。

そういう中で、ちゃんとしたこの議場の場でもありますので、十分にそういうことは、一切そういうことはなくて江藤市長におかれましては発言していただいていることだと思っておる中でございますけれども、この新聞記事ですね、「大川市教育長候補を変更 議会で4度不同意受け」、このことで先ほど言ったとおり記事になっていて、そのことを今日謝罪を市長のほうにされたということで、そしてまた、本会場においても、今回のこういうことに関

して謝罪いただきまして、私自身もそれをきちんとした形で受け止めたいと思っております。

しかしながら、そういうことで、先ほどの説明から言うと、この記事が出たのが3月4日、議会が始まったばかりやったですかね。そしてまた、議長のほうからも、これは私のほうに、こうやって人事案ということで市長から言われたよということで、そういうことを聞いておりますので、市長がちゃんと議長のほうに前もってというか、議会の中で申されたことじゃないのかなとは感じておりますが、この新聞記事になったことは私たちとしても非常に残念で、採決云々する前に、議案としても出ていないのに出てきてしまうことは非常に残念でしかありません。

そういうことにおいてまた話を聞くと、これは4日の日でも市長との答弁の中でそういうふうになっているということですがけれども、先ほど執行部が話したとおり、まだ当時は教育委員会等に残っておった上で、また学校関係のほうに、教育関係のほうで仕事をされているということで、16日のほうにそういう報告を受けて、18日に採決をされた上で、19日、本日ですかね、そういうことをされるというのは、ちょっとこの報道自体のフライングの在り方云々ということよりも、やっぱり常識かれこれのところ、選定の仕方、そして、この報道機関に対する対応の仕方というのは非常にまずいんじゃないのかなと思っております。その辺についてどのように、この新聞報道が出たことはまずいと言ったけれども、対象になるべき人間の基準だったりとか、そういうところで十分に執行部のほうも対応されていると思うんですけど、その辺をちょっと質問させていただきたいと思います。

○議長（永島 守）

質問を限定して分かりやすくやってください。9番平木一朗議員。

○9番（平木一朗）

再度限定した上で、先ほどのやつをまとめさせていただきたいと思います。

新聞報道が出てきている、この前に謝罪を言いましたけれども、端的にお聞きしたいのが、もともとの新聞報道が出るときは、この候補者というのは、教育長としてすぐ出してもいい状態だったんでしょうか。その判断ぐらいはできていたんじゃないかなと思うんですけど、そのことを質問させていただきます。

○議長（永島 守）

山口人事秘書課長。

○人事秘書課長（山口 馨）

お答えいたします。

今回の教育長候補者に横大路さんを提案させていただいておりますけど、現在、教育委員の職に就かれているということで、法律の規定により、教育長と教育委員の兼職ができないというふうになっております。このため、教育委員を辞職していただくといったことが必要でありまして、教育委員の辞職については、市長と教育委員会、双方の同意が必要でありますので、その時間を要したことと、あと、後任の教育委員の候補者についても選考が必要ということで、そういった時間を要したということで最終日の提案となったところでございます。

なお、横大路さんの教育委員の辞職につきましては、3月16日の臨時教育委員会及び市長のほうで同意手続を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（永島 守）

9番平木一朗議員。

○9番（平木一朗）

詳しい御説明ありがとうございます。先ほど全協の中で説明を受けたとおりでと思います。そのとおりでと思います。

○議長（永島 守）

平木議員、できるだけ質問を限定的にやってください。9番平木一朗議員。

○9番（平木一朗）続

はい。

そういうことですね。この新聞の記事に出たときには、そういうふうはまだ、兼任ができないので、対象としては基本的に上がっていなかったんじゃないかと思います。分かりました。

この教育委員の問題かれこれ、やっぱり市議の中でも非常に考え方かれこれも違ってくると思います。今まで現場かれこれのことにしましては、対象とする人間は大変、そういったことでは対応していることだと思っております。そういうことにおいては様々な御意見等もあるかと思いますが、私自身この横大路さんかれこれのことにしましては、非常に現場をよく知った方だなどと思っておりますけれども、やはり市長はこういったことも議会とか、その辺のこともちゃんとした上で、先ほどから何度も何度もお話ししますが、やっぱり

こういうことが新聞報道とか、そういうのが先に出てくること自体が正直言っておかしい。

だから、今後ともしっかりとそういったことに関して、先ほどの副市長の件もそうですけども、こういうことにならないために、前もってちゃんと説明を諮っていただき、納得できるよう、議会でちゃんと承認をいただくよう理解してもらいたいものだと思いますが、その辺について市長お願いいたします。

○議長（永島 守）

市長。

○市長（江藤義行）

先ほども申しましたとおり、本当に申し訳ないというふうに思っております。

以上です。

○議長（永島 守）

9番平木議員。

○9番（平木一朗）

私自身そのように思っております。一旦言われた以上は、ぜひそのことを実践していただきたいと思っております。

私自身、この教育長の議案に対して賛成、反対云々とかではなくて、それぞれ考える方もいらっしゃるかと思いますけれども、私自身、人としては賛成しているところもありますけれども、やはり市長が今後しっかりとそのことを約束して、議会に関して諮っていただくことをお願い申し上げさせていただきたいことを再度、再度ですけど、再度お願いを申し上げたいと思っておりますので、私はこの議案に関して賛成、反対なく退室をさせていただきたいんですが、議会の形としてあまりにも今までおかしいと思っておりますので、その辺のことを再度お願い申し上げたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（永島 守）

質疑ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）市長。

○市長（江藤義行）

ちょっとよく分からない。退室をさせていただく。何を答えればいいんですか。

○議長（永島 守）

9番平木一朗議員。

○9番（平木一朗）

そういうことで、議案に対することに関して私は退室をしたいと思っておりますけれども、議長、こういうことが2度と起こらないよう、賛成、反対とか、さっきの副市長の件もそうですけれども、何度となくそういうことで、議会で本当は選任したいことであつたとしても、市長の対応によって、そういったことで準備かれこれのことで不備があり、反対されたことの経緯のことを考えれば、市長はしっかりとした説明と、その協力に向けて、議長、また委員会等でその旨、この意向を話をしてもらいたいと。さっき自分自身で約束されましたよね。再度約束をお願いしたいと申し上げているだけです。（「再度」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（永島 守）

ちょっと待ってください。平木議員、それを言われるのであれば、次の討論で言わないと。（「何度も謝っています」と呼ぶ者あり）それで、質疑に限定して。（「はい。じゃ、結構です」と呼ぶ者あり）される分があつたら。（「ちょっとだけ」と呼ぶ者あり）はいどうぞ、市長。

○市長（江藤義行）

何度も謝っているからですね。またここで謝れと言えば謝りますよ。全協でも何度も言ったしですね。本当に申し訳なかったと思っています。

以上です。

○議長（永島 守）

ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにないようでございますので、次に進みたいと思います。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告を願います。9番、4番、11番。ほかございませんか。3人ですね。

そしたら、4番、賛成、反対どちらでしょうか。（「賛成か反対討論」と呼ぶ者あり）確認を先にいたします。4番西田議員、賛成でしょうか、反対でしょうか。（「賛成」と呼ぶ者あり）賛成ですね。9番平木議員、賛成でしょうか、反対でしょうか。（「討論をお願いいたします」と呼ぶ者あり）反対ですね。（「討論をお願いします」と呼ぶ者あり）いや、討論。反対討論ですか。（「討論をお願いいたします」と呼ぶ者あり）討論。賛成反対なく、討論。（「討論をお願いいたします」と呼ぶ者あり）それでは、11番川野議員、賛成でしょうか、反対でしょうか。（「どちらかという」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、議席順からいきまして、反対から始まりますので、まず、4番西田学議員、続きまして……（「賛成議員」と呼ぶ者あり）賛成議員な。

そしたら、11番川野議員の後に西田議員、最後に平木議員ということをお願いしたいと思います。まず、11番川野栄美子議員。

○11番（川野栄美子）（登壇）

それでは、討論をさせていただきます。

まず、今日は全協がありまして、議案、副市長の人事案を、8時45分からありましたので、今日これを当日いただきました。

その中で、今、議会の中でしていっているのは、既にこの議案の内容が3月4日に新聞報道で出ていたということですね。だから、議会が言うのには、提案は今日でもいいんですよ。今日でなくちゃいけませんでしたという理由があるから、今日でも私はいいと思うわけです。

ただし、やはりいけないのは、事前に新聞にこの報道を載せたというところが間違っていると思うわけです。市長は、これは配慮がなくおわび申し上げますということでありまして、おわびを申し上げますというようなことではないというところをやっぱり知っていただかないといけない。議会をちゃんと分かった上でしないといけない。

だから、担当者の人事秘書課の課長に、こういうふうな問題を新聞報道に出すということは、あなたは市長を守るために、何でそんなことを言うかということと言わなかったかと言ったら、いや、自分たちは言いましたけど、市長がそんなふうにおっしゃいましたということですので、市長がやっぱり報道のために言うのに、いかにこんなふうになるかということは、あまりそこまで感じにならなかったんだと思うわけです。そこが原因でこういうふうに私はもめているんだと思うと思います。だから、市長はやはり行政とはいかなるものかと理解して、しっかり勉強していかないとこんなふうな感じになるだろうと思います。これが一つの先に報道に出したというところでもあります。

ですから、周りの人は、議会は、副市長の人事案は通ったでしょうと言うわけ。通るものですか。今日もらって、今日採決するんだから、初めてもらうものであります。そういう誤解があったということは、市民に対しても、この議会に対してもやっぱりよくないことだろうと思います。

市長は、今日はこういうことがあったので申し訳ございませんと何度も今言っている。反

省はしてあるということは十分分かりました。ただし、この反省が、今言われても反省がなかなか通らないというところをしっかりと勉強していただきたいと思います。

それともう一つ、西嶋先生がやはり否決されまして、教育長の人事案から落ちまして、市長は令和7年7月1日から会計年度任用職員として雇ったわけですね。現に職員として今仕事をしてあります。

その中で、私が市長に聞きました。任用職員で採用されましたけれども、この方は任用職員で終わるんですか、それとも教育長というような、まだそういうふうなものは残ったままされるんですかねというふうに聞きましたところ、もちろんです、教育長になっていただきたいということもあります、それは十分にありますとお答えになりました。

だったら、8か月もある中に、何でこの西嶋さんを教育長として通るように努力をされなかったか、これが私は問題だろうと思います。自ら引かれましたということでもありますけれども、やはりそういうところは引く方を聞いていないけん分かりませぬけれども、やっぱり引かれるにも断腸の思いで引かれたんじゃないだろうかなと思います。

ですから私としては、今度新しい教育長の人事案の方に賛成か反対かということではなくて、その前の新聞報道に出して、内容がこういうふうなものでありますということが出た時点で、やっぱりこれは非常にまずかったなと思います。

そういうことでもありますので、この人事案件については深刻に考えて、私は決意して採決をいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（永島 守）

次、4番西田学議員。

○4番（西田 学）（登壇）

議席番号4番、西田学です。

西嶋賢児氏は、教育長候補者として素晴らしい方だったと今でも思っております。それは変わりません。そこをまず言わせていただきます。

それでは、本題に入ります。

約1年前、令和7年3月24日、大川市教育委員会より江藤市長宛てに出されております。今コピーをしております。

これを読み上げますと、「大川市教育長の人選について、正式に申し入れをさせていただ

きます。」、ちょっと中略しまして、「教育長になられる方については、以下のような経験・経歴をお持ちの方を選任していただければと存じます。」という内容です。

以下というのは三つありまして、一つは、大川市内の小中学校管理職（義務教育）経験のある方、理由についてはちょっと省略します。二つ目、福岡県教育庁（福岡県庁）、南筑後教育事務所での職務経験のある方。三つ目、大川市教育大綱を基軸として学校教育を進めてくださる方。「すべては、将来、社会に出て活躍する大川市の子ども達のためです。ご理解の上、ご検討いただければ幸いです。」ということで結んであります。

まさしく、今回、候補者の横大路智毅さんは、小学校校長を4か所でされております。そして、福岡県教育庁南筑後事務所指導主事、これもされております。先ほど言いました三つの条件を十分満たしております。それで、横大路智毅さんは教育長として適任であると考えます。

したがいまして、議案第20号に私は賛成をいたします。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（永島 守）

次に、9番平木一朗議員。

○9番（平木一朗）

9番平木一朗です。今回、議案のことにに関して討論をさせていただきます。

先ほどちょっと質疑の中でいろいろと言わせていただきましたけれども、市長に最後の質問のほうは、謝れということをつもりでは到底どの文章を見てもないかと思っております。

これは当初からのことでございますが、当初から副市長や教育長のときに、ここの議会において様々な反対討論かれこれがあったかと思っております。

議案の内容の人に関してはあまりそういったことで突っ込んだところはなかったかなと思っておりますけれども、議会は二元代表制ということで、やはり行政のトップ、市長として、そして議会側として、事前にちゃんとそういう人事に関わることにしてはある程度理解を図れるよう、図るものが行政のトップのお仕事じゃないかと思うところの中で、再度になりますけれども、市長にはそのようにちゃんと今後図っていただきたいとお願いをしたことであって、図りますという答えがあるかないかを聞いたかったことでございます。

なぜかという、教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育行政の運営を行う職であるということであ

ります。先ほど副市長のほうは、指名を得て議会の同意を得るということでありまして、この教育長に関しては同意を得て任命するというようになっております。

その辺について先ほどからずっと、また前回も前々回も多分議員のほうからもあったとおり、前候補者がいいとか悪いとか云々ではなくて、議会側としてもその理解性を図っていただきたいと。市長自ら新聞のほうでも、説明の努力を図りたいとか、今後そういった場面で話をしたいということと言われてあったにもかかわらず、それがつながっていないのが現状でありまして、そのことが議会側としても非常に厳しいところであると、判断が厳しいところにあるということだけは御理解しておってほしいし、今後そういうことがないよう、やはりしっかりと行政のトップの江藤市長として、このように首をかしげるような議案とか、そういうものに対しては議会の同意を得たいということで、ちゃんと議長なり、委員会なり報告、またその説明、協議等、そういったことの機会の中できちんと話をしていただきたいと思うのが私自身であります。

今現在、教育長が不在のことで、学校教育課長、また、教育委員会の長におかれましては大変な仕事をお願い申し上げて、大変私自身は悔しい思いでございます。そして、現場の声として、これ以上教育長がいないことというのは、いろいろなことで必要ということは重々に議会側としても皆さん理解をされているはずだと思っております。しかしながら、行政トップの長である江藤市長のほうで新聞報道でも言われたことを守らない、また議会として、同意を得て任命するというのであれば、ちゃんと説明、そして図れるように、図っていただきたいものだ。二元代表制の行政のトップとして、そのことだけはせめてお願い申し上げたいと思っております。

今回の人事案に関して、人事案の内容については私は何の不満もありません。ただ、そういう方法について、今後、行政のトップである市長というものはしっかりと協議、討議を行っていただきたい旨はぜひともしてもらわないと、このまま、先ほど二分するとか、対極するとか、「大川の駅」でどうのこうのとか言われるけど、目指すところは一緒だと思いますよね。大川市の繁栄のため、子どもたちのためということでございますので、その辺のところの行政のトップとしてのお仕事だけは図っていただきたいと思っております。

なお、私自身のほうは、そういうことで人事の中身のことにしましては不満はないけれども、今後、議会側の皆さん、今日首をかしげていらっしゃる人も多数いらっしゃると思いますけれども、苦しんだ上での採決だと思っておりますけれども、私自身は退席をさせていただ

うと思っております。退席をすることによって賛成の優位に動くことは間違いないかと思っておりますが、こういうことがないよう、しっかりと市長におかれましては、協議、また調和を図っていただき、同意をきちっと議会側のほうからいただくよう図っていただきたい旨を申し上げて、討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（永島 守）

討論は終わりました。

それでは、これから採決に入りたいと思います。

議案第20号 大川市教育長の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、議案第21号 大川市教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま議題といたしております案件について質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決に入ります。

議案第21号 大川市教育委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案に同意することに決しました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきましては、各委員長からお手元に配付いたしております調査事項について、令和9年3月31日まで各委員会に付託されたい旨、申出がっております。

よって、各委員長から申出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、別紙調査付託事項について、

各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

9番平木一朗議員、10番内藤栄治議員、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、人事案件が同意されましたので、ここで先ほど大川市教育長に選任同意されました横大路智毅教育長並びに大川市教育委員会委員に選任されました大内田友美教育委員から発言の申出がっておりますので、この際、お願いをいたします。横大路教育長。

○教育長（横大路智毅）（登壇）

今回、教育長に同意いただきました横大路智毅と申します。職責の重さを考え、身の引き締まる思いでございます。

何におきましても、教育の現場を預かる者として、子どもたちの安全と命を守ることを最優先してまいりたいと思います。そして、子どもたちが生きる力を育み、市民の方が生きがいを感じる、そんな教育の環境をつくっていきたくております。どうぞ皆様、御協力のほどよろしく申し上げます。

○議長（永島 守）

次に、大内田友美教育委員お願いいたします。前にどうぞ。

○教育委員（大内田友美）（登壇）

皆様おはようございます。このたび大川市教育委員のほうに選任していただきました大内田友美と申します。

私はふだん、看護師として精神科の訪問看護をさせていただいております。その中で、ひきこもり、不登校の子ども様、また、地域のひきこもりの相談などをさせていただく中で、たくさんの地域の課題を日々感じております。

今後、やはりこの大川市の子どもたちが一人でも伸び伸びと学業、そして健康でいていただけるように、微力ではありますが、私の持てる力で全力で頑張らせていただきたいと思います。しております。

以上です。

○議長（永島 守）

ありがとうございました。

なお、ここで市長からの発言の申出がおりますので、この際、市長にお願いをいた

します。市長。

○市長（江藤義行）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案いたしました議案について慎重に御審議いただき、御議決を賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

とりわけ令和8年度予算につきましては、財政規律を重視しつつ、安全・安心で小ぎれいなまちづくりを目指し、クリーク整備等の予算を増額するなど、限られた財源の中で、市民の皆様によりよいサービスを提供できるよう編成いたしました。

また、人事案件については、私が一番本当に欲しいと思った副市長人事が否決されました。しかしながら、先ほど教育長、そして教育委員の方も御同意いただいたことで、本当にお礼を申し上げたいと思います。

今後とも議員の皆様のご理解を得るよう最大限の努力をしてみたいと思っていますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひしたいと思っています。

今回、私自身がマスコミに対して、議員の皆様から言われたことに対しては強く反省するとともに、審議の過程で皆様からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては真摯に受け止め、今後の市政運営に活かしてみたいと考えております。

今後とも副市長がいない中で、代理が利かないということで、両方重なったときにはどちらか欠席しなければいけないんですよね。それと、3月には企業誘致の件で、向こうから4日間ぐらいスケジュールを空けてくれと言われたんですけど、全部それが埋まっていた。私のほうから4月に空いているのを四、五日、今提案しております。

私が本当に動けるようになるには、やっぱり副市長がいないと、本当に市民にとってこれは物すごくマイナスでございます。ぜひそのことを御理解いただいて、私をある程度自由に動けるように、様々な形で動けるようにしていただかないと、土日も休みが取れなかったりするし、本当にそこら辺のことはぜひ御理解いただきたいと思っています。

私自身も十分、完璧にできる人間じゃないけど、時々皆様への説明が足りなかったりするかもしれません。しかし、そのときには私も一生懸命頑張りますから、御容赦いただきたいと思っています。

簡単ではございますが、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永島 守）

これで令和8年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前11時34分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 永 島 守

大川市議会副議長 平 木 一 朗

大川市議会議員 平 木 一 朗

大川市議会議員 内 藤 栄 治